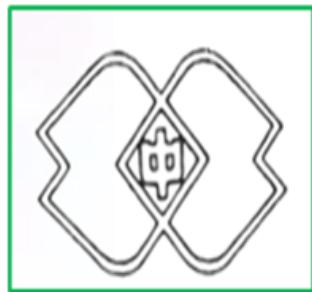
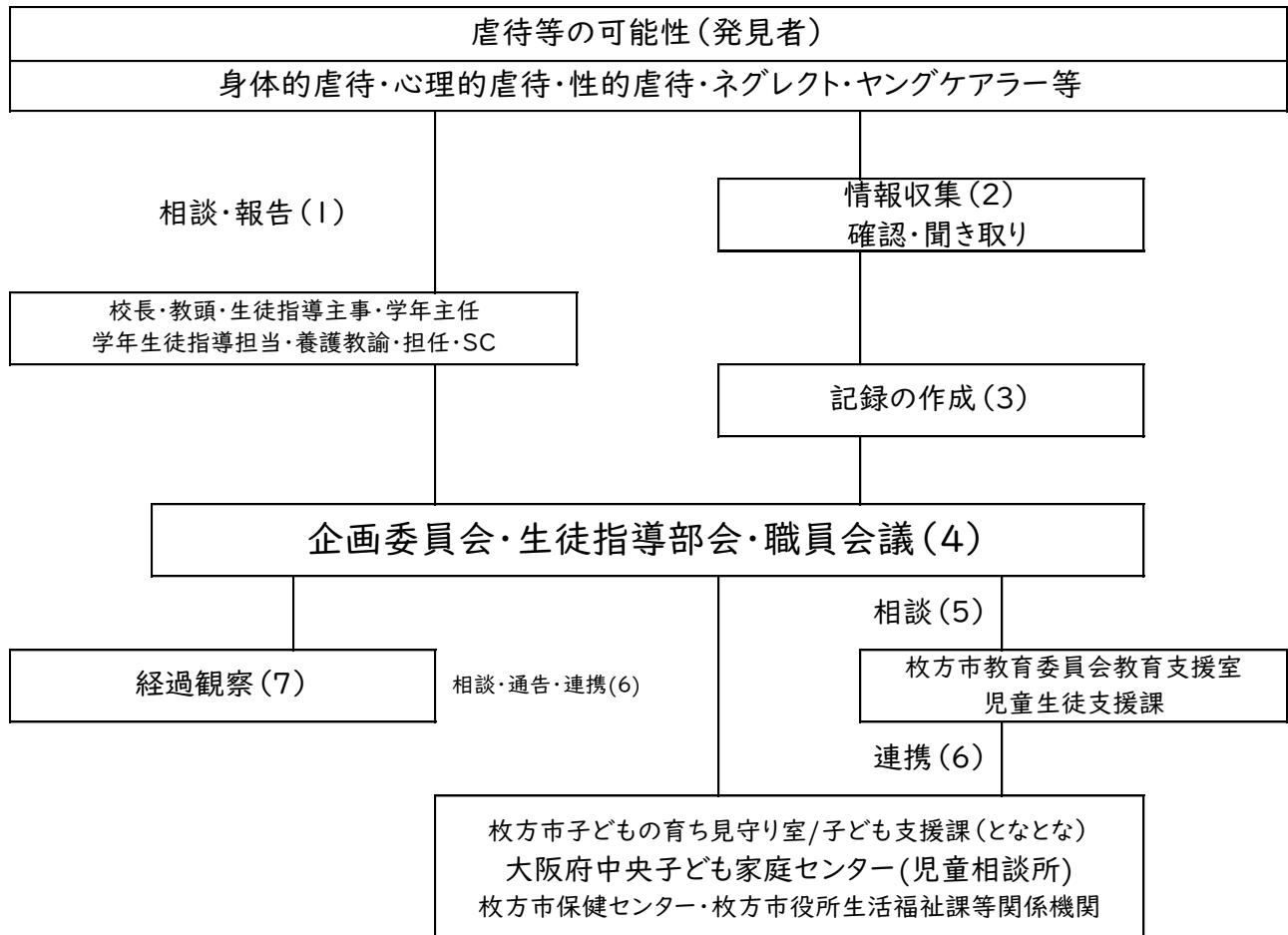


令和 6 年度
枚方市立桜丘中学校



危機管理マニュアル

I. 虐待防止マニュアル



- (1) 相談・報告 虐待問題は、職員全体で考えていくことが大切です。管理職・生徒指導主事・学年主任に相談・報告を行います。
- (2) 情報収集 できるだけ複数で対応し、以下のことを記録に残します。また、場合により、民生児童委員・主任児童委員・関係機関からも行います。
※具体的な内容・時期・家族状況・発育状況・出席状況など
- (3) 記録の作成 子ども虐待の把握・相談受理記録票を作成する。
- (4) 企画委員会・生徒指導部会・職員会議 学校において共通理解を図り、対応について協議します。その際、必要な情報は共有しますが、個人情報には十分注意することが必要です。(個人情報保護の観点や守秘義務)
- (5) 相談 教育委員会に相談を行います。
- (6) 相談・通告・連携 児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律において、虐待対応の中核的機能として位置づけられるこれら関係機関に相談・通告を行います。相談・通告後は関係機関と連携して子どもを支援していくことになります。
- (7) 経過観察 引き続き経過観察を継続していきます。

2. 学校の防犯及び防災計画

(1) 目的

この計画は突発的な自然災害等の発生時において、生徒の安全確保を最優先し、併せて校舎・備品・公簿類の被害を最小限にとどめる事を目的とする。

(2) 日常対策

①危険物の管理

ア) 電気回路の点検保全

イ) ガス管・ガスホース等の点検

ウ) 薬品・油類の適正保管

エ) 湯沸器等の点検・保全

②消化器・消火栓等の点検

③非常持ち出し公簿類の整理

④教室・特別教室・廊下・危険箇所の点検(月1回)

⑤避難経路の確認、避難訓練の実施(年2回)

(3) 火気・危険物・電気・ガス等の管理担当者

1. 全般防火管理	(校長)	13. 職員更衣室	(松浦・海戸田)
2. 校長室・職員室	(教頭)	14. 放送室	(松原慎)
3. 湯沸室等	(岡林)	15. 普通教室	(各担任)
4. 保健室	(緒方)	16. 体育館	(豊村)
5. 相談室	(武本)	17. 技術室	(秦)
6. 理科室	(中井徳)	18. 体育倉庫	(豊村)
7. 美術室	(関野)	19. プール	(北野)
8. 被服室・調理室	(秦)	20. 電気室等	(教頭)
9. 音楽室	(岡市)	21. 院内学級	(中井s)
10. 学校図書館	(北山)	22. コンピューター室	(秦)
11. 生徒会室	(中井徳)	23. 桜ホール(視聴覚室)	(武本)
12. 会議室	(赤木)		

(4) 火災発生時等及びJアラート伝達の措置

①直ちに放送などによって校内に知らせる

FAX電話で警察は110、消防は119

1. 防火・防災本部…校長・教頭

2. 連絡…佐藤(1年)・豊村(2年)・中井n(3年)

3. 生徒誘導点呼…1年、2年、3年の各担任・武本

4. 救護…緒方・北山・鳥井・岡市

5. 初期消火…松浦・吉田

6. 非常持出 公簿…教頭・丸岡・中山葵・松原慎・藤井 危険物…中井徳・佐藤・松原慎

②休業日・日祝日、または夜間の場合は、校長、教頭、各職員に連絡する。

(5) 非常変災時の場合(別紙「特別警報と暴風警報等による生徒登校の措置について」参照)

①登校後に発令された際は、文書を配付、直ちに下校させる。また、必要に応じて集団下校等の措置を講じる。

(6) 火災発生の場合

①教科担任でグランド又は体育館へ誘導する。

②安全が確認された後、事後の指示を行う。

(7) 地震発生の場合(別紙「地震発生時における学校の対応について」参照)

①直ちに机の下に身を隠す。

②火災発生時に準じて、グランド又は体育館へ誘導し、安全が確認された後、事後の指示を行う。

(8) Jアラートの場合

①教室待機の後、体育館へ誘導する。

②安全が確認された後、事後の指示を行う。

1. 枚方市に特別警報が発表された場合

○午前 7 時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

2. 枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前 7 時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前 7 時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前 7 時～9 時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(小学校・中学校とも、給食があります)

○午前 9 時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前 9 時～10 時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。・小学校では、4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)

- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。(給食があります)

○午前 10 時に発表中

- ・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。

- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前 10 時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(給食はありません)

○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

・原則、各学校園に待機します。

- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願ひします。

- ・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、小学校は引き渡し下校を、中学校は複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校園が活用している連絡ツール(ミルメール・まなびポケット・コドモン等)でお知らせします。

3. 上記以外の対応になる場合

- ・学校園が活用している連絡ツール(ミルメール・まなびポケット・コドモン等)でお知らせします。

地震発生時における学校の対応について

- 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況 パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- 登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- 留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- 三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

①市立学校園を対象としています。

②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）」を含ませています。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約30km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

III Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

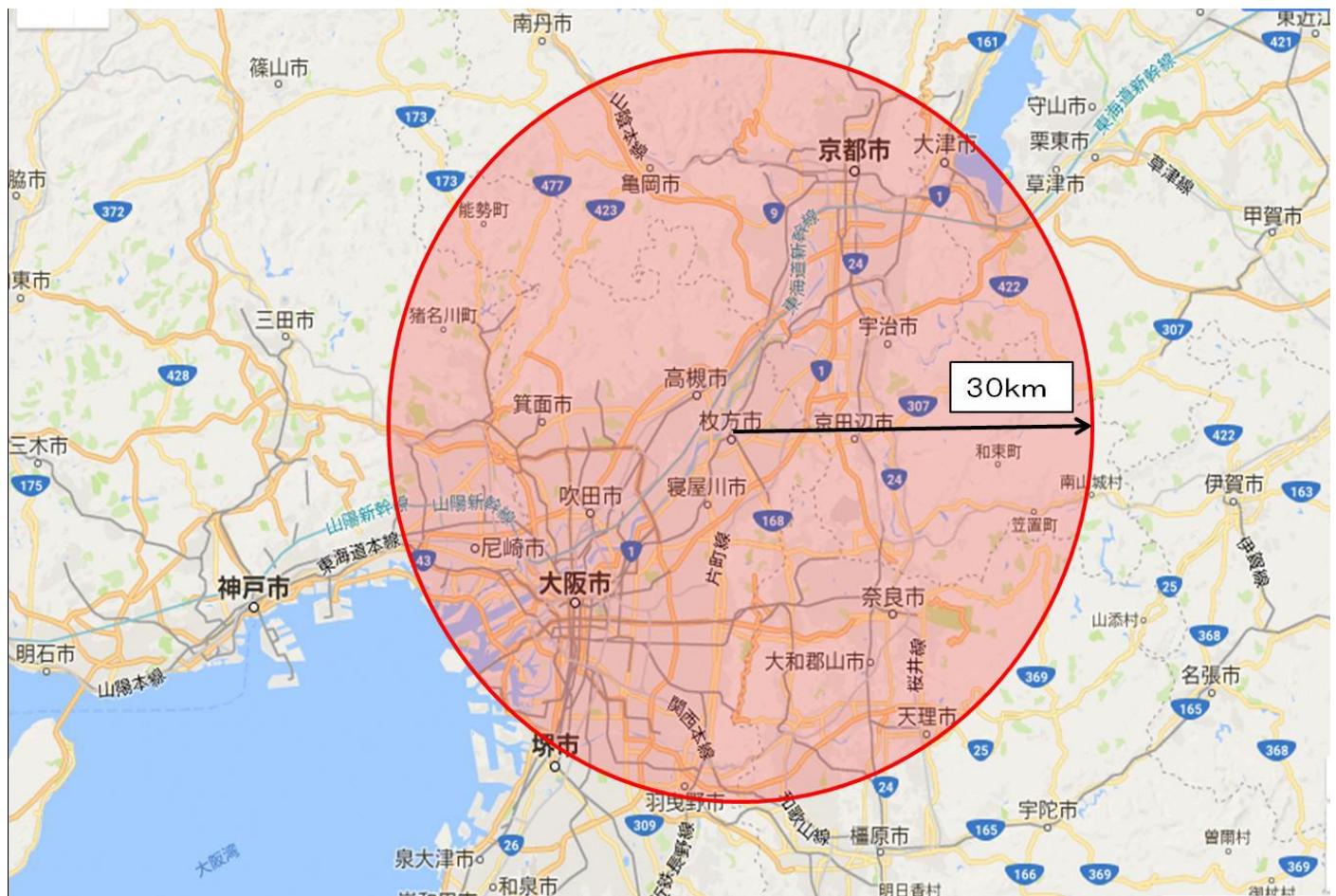


在 校・在 園 時	校園舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校・登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校園舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校 外・國 外 活 動 時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

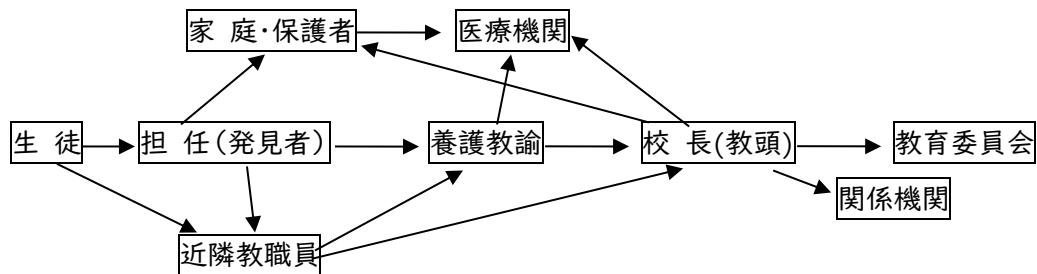
2 状況別の臨時休業の取扱い等

状況パターン	A	B	C	D
	領土・領海外に離下	日本の上空を通過	領土・領海に離下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に離下
臨時休業の取り扱い	原則として臨時休業は行わない		臨時休業	
在校・在園時	教育活動を再開		①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③疫啗情報を保護者へ連絡する	
登下校時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始動の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること		○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う	
校外・国外活動時	安全確認後、校外・国外活動を再開		①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、当校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③疫啗情報を保護者へ連絡する	

枚方市を中心とした一定距離（約30km）



3. 事件・事故発生時の連絡体制



事件・事故発生(発見者)

- (1) 生徒の安全確保
- (2) 発生した事態・状況の把握
- (3) 傷病者の状況の確認(意識・心拍・呼吸・出血等)
- (4) 心肺蘇生法等の手当
- (5) 協力者要請や指示

①枚方警察署 IP電話の短縮ダイヤル 9076(生活安全課少年係)

又は0-072-845-1234

②各医療機関

田中外科、みやのさか整形・外科、高井病院、丸岡医院、李クリニック、谷掛脳神経外科
交野病院、有沢総合病院

※連絡先は事務席のファイルに記載

※事故・事件発生時によって、治療、診察ができない場合があるので連絡すること。

※必要に応じて、救急車を要請する。

③生徒搬送時、タクシーチケットを活用

- ・京阪タクシー、日本タクシー、トンボタクシーに連絡
- ・枚方市学校園安全共済会のタクシー乗車券(共通)を持参(家庭連絡票ロッカーの中に保管)
- ・搬送後、保健主事に報告

④事件・事故発生時の記録

- (1)いつ (2)どこで (3)何が起きた(事件か事故か) (4)被害は(生徒・職員)
- (5)加害は (6)継続中か (7)報告者名 (8)電話番号

○緊急時の職員の役割

校長・教頭…救急車要請、必要時は教育委員会・関係機関へ連絡。

生徒指導主事…事件・事故の状況把握、集約

学級担任…校長・教頭への報告、家庭への連絡。

部活動顧問…養護教諭不在の場合は、校長・教頭への報告、家庭・医療機関へ連絡。

養護教諭…生徒の応急処置、学級担任と連絡を取り処置する。

○緊急時の連絡

緊急連絡網により、教職員に連絡する。連絡がつかない場合は、後の方に連絡し、後ほど連絡する。
(全教職員に連絡が行き届くようにする)

4. 多数傷病者事故対応マニュアル

対応内容		役割分担
事前計画	組織図・マニュアル作成・掲示	教頭・赤木・武本・緒方
	応急管理場所確認(保健室・体育館等)	豊村・谷・北野
	応急救護機材の点検・用意	緒方
	役割分担の確認	教頭
	事故発生等を想定した訓練の実施	教頭・武本
初期対応	管理職	教職員の招集(緊急体制・役割分担)
	指示誘導	校内放送による緊急連絡
	通報連絡	消防・警察・保健所・校医への連絡
		教育委員会への連絡
	管理職	報道関係対応・情報提供
	誘導案内	現場誘導・車両通行路確保等
	救護	負傷者の確認・応急処置
	同乗	救急車等への同乗(氏名・人数)
	電話対応	保護者・地域等
	生徒対応	生徒の把握(パニック防止) 中井徳・藤井・豊村・横澤・松原慎・佐藤・小鹿
	状況把握	傷病者名簿作成と住所確認 岡市・守永
		事故の状況・発生に至った経緯等 岡・松浦
	施設管理	救護の設置(保健室・体育館) 緒方・豊村・谷・北野
	地域管理	保護者誘導と事情説明 佐藤・豊村・中井n
		群衆の整理 岡・武本・糸井
事後説明	状況把握	情報の整理・記録 武本・佐藤・豊村・中井n
	生徒	傷病者等の追跡把握 武本・各担任・各学年職員
	地域管理	保護者等の動向把握 教頭・武本・各学年職員
	管理職	教育委員会への報告 校長・教頭
		通常教育活動計画への復帰 校長・教頭

5. 不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル

Ⅰ 校内における安全管理体制

(1) 門扉の開閉・施錠について

- ① 正門以外の通用門・裏門はすべて、常時施錠する。
- ② 正門は登下校時のみ開閉し、その他の時間帯は閉門する。

(2) 来校者への対応

- ① 来校者には玄関で、受付簿に必要事項を記入していただいた後、来校者証の名札を付けていただく。
- ② 本校が各種会議・会合の会場になる場合、校門・玄関付近にて受付を行い、来校者証の名札を渡すとともに保護者の名札を確認する。

(3) 来校者証等の携帯・提示

- ① 教職員は常時職員証を付ける。
- ② 来校者は来校者証を付ける。

(4) 不審者への対応

- ① 「ご用件は何ですか」などと声をかける。
- ② 呼びかけに応じない場合は、避難体制がとれるよう応援を求める。
- ③ 生徒に近づけないよう、安全を確保しながら校外へ誘導する。

(5) 校内外の巡視体制の確立

- ① 教職員による巡視体制
 - (a) 登下校時の通学路の巡回・巡視を随時行う。
 - (b) 校内巡視はできるだけ複数の教職員で行い、異変発見の際は巡視者自身の危機回避に努めるとともに、不審者に退去を求め、退去確認後は、すみやかに管理職に報告する。
- ② 保護者・地域の協力を得た巡視体制
 - (a) 保護者(PTA)・地域教育協議会・地域関係機関との連携のもと、通学路の巡視活動を通して、生徒の安全確保に努めていただく。

(6) 安全教育の充実・点検

- ① 全校集会・学年集会等を通じて、生徒及び教職員に対し、安全生活の確保についての心構えを喚起・啓発する。
- ② 関係諸機関との日常的な連携を図り、事件事故を想定した避難訓練、防犯・救急救命法等の講習会を実施する。

2 緊急時の対応と被害拡大防止への取組

(1) 侵入者発見時の対応

- ① 教職員の退去の指示に従わない場合、まず、ナイフ等凶器の所持を確認する。
- ② 生徒・教職員に危害を加えている場合、
 - (a) 大声を出す・笛を鳴らす等により、事態の緊急性を周囲に知らせる。
 - (b) 職員室への通報(教職員等による速やかな連絡)
 - (c) 速やかに管理職に状況を報告し、指示を受ける。
 - (d) 必要な場合は、非常ベルを鳴らす。

(2) 侵入者への対応

- ① 被害の拡大を防止するため、侵入者を刺激するような言動は避け、事態の沈静化に努める。
 - (a) 管理職の指示により、複数の教職員で対応し、侵入者を生徒から遠ざける方向で、誘導するように試みる。
 - (b) 状況の推移を逐一管理職に報告する。
 - (c) 侵入者の隔離に努めると同時に、必要があれば、校内放送やハンドマイク等を駆使して緊急避難放送を行う。
 - (d) 安全な場所(例:体育館等内からカギがかかる場所)に生徒を誘導・避難させ、負傷者等の有無を確認し、管理職に報告する。
 - (e) 管理職が警察に連絡し、出動を要請するとともに、速やかに教育委員会に報告する。

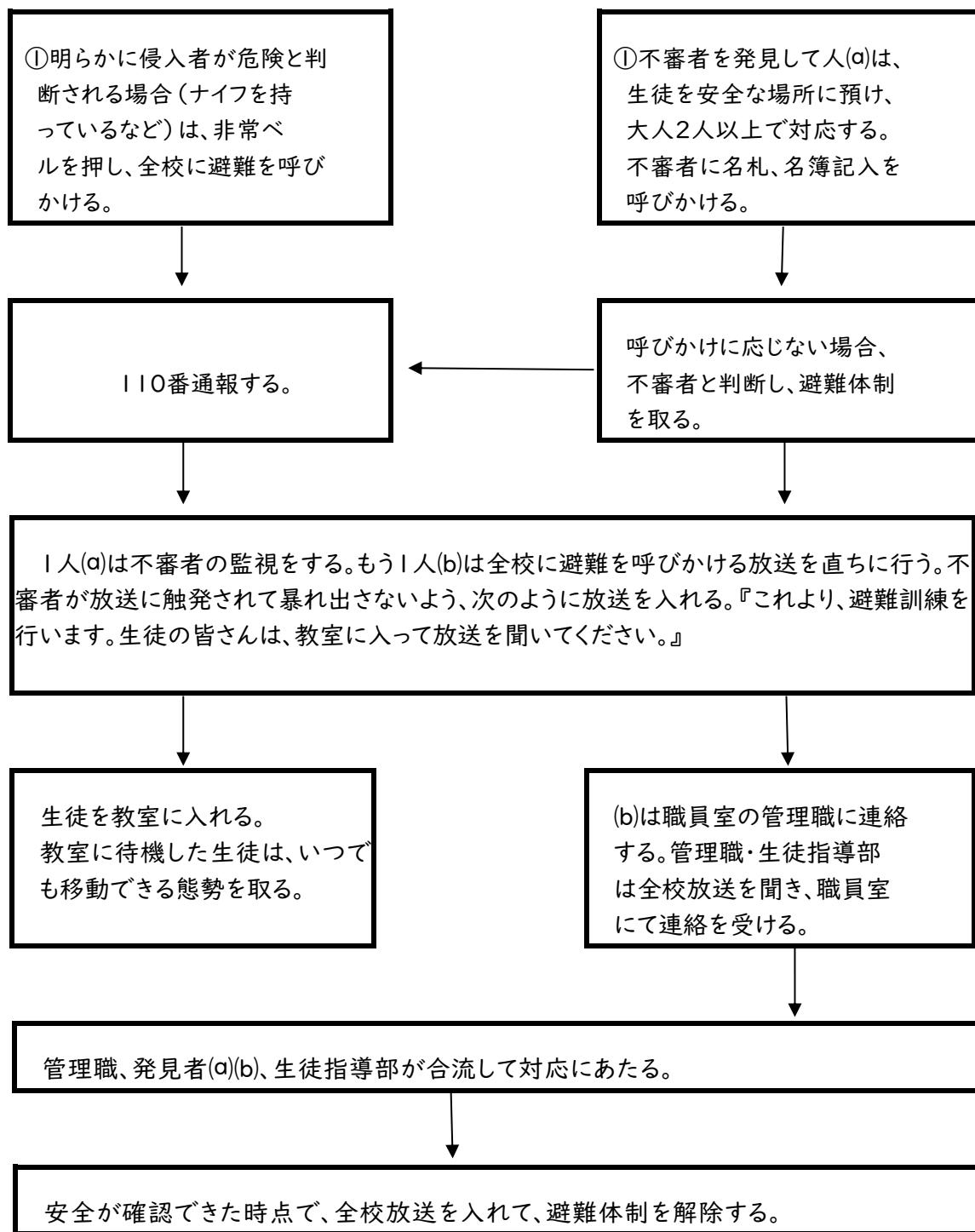
(3) 負傷者の処置

- ① 軽傷者の応急処置は保健室にて行う。
- ② 必要と判断する場合、保健主事・養護教諭は医療機関へ緊急連絡を入れる。
- ③ 負傷した生徒の保護者に連絡する一方、教職員が付き添って病院に搬送する。
- ④ 重大な事態が生じた場合は、救急車の出動を要請する。

(4) 事件・事故後の取組

- ① 事件・事故発生に伴い、対策本部を設置し、事後の対応や措置を適切に行う。
また、事件・事故の経過について、時系列で記録するとともに、報道関係への情報提供の窓口を設置する。
- ② 繼続して、生徒に危害が加わる可能性がある場合、PTA・地域等連携をとり、教職員の引率のもとに、緊急で集団下校を行う。(生徒及び教職員に緊急集団下校時の班割りを徹底しておく)また、保護者が不在の場合は、連絡がとれるまで、学校で待機させる。
- ③ 保護者集会・地域集会等を開催し、必要な情報を提供するとともに、今後の取り組みの一層の充実に向け、協力・支援を要請する。
- ④ 被害を受けた生徒・保護者に対して、関係諸機関・スクールカウンセラー等との連携により、メンタルケアに努める。

緊急時の対応



6. 校区安全マップ



緊急下校時、担当場所・教職員

1: 豊村・小鹿

2: 中井n・吉田

3: 赤木・岡市

4: 松浦・関野

5: 岡・藤井

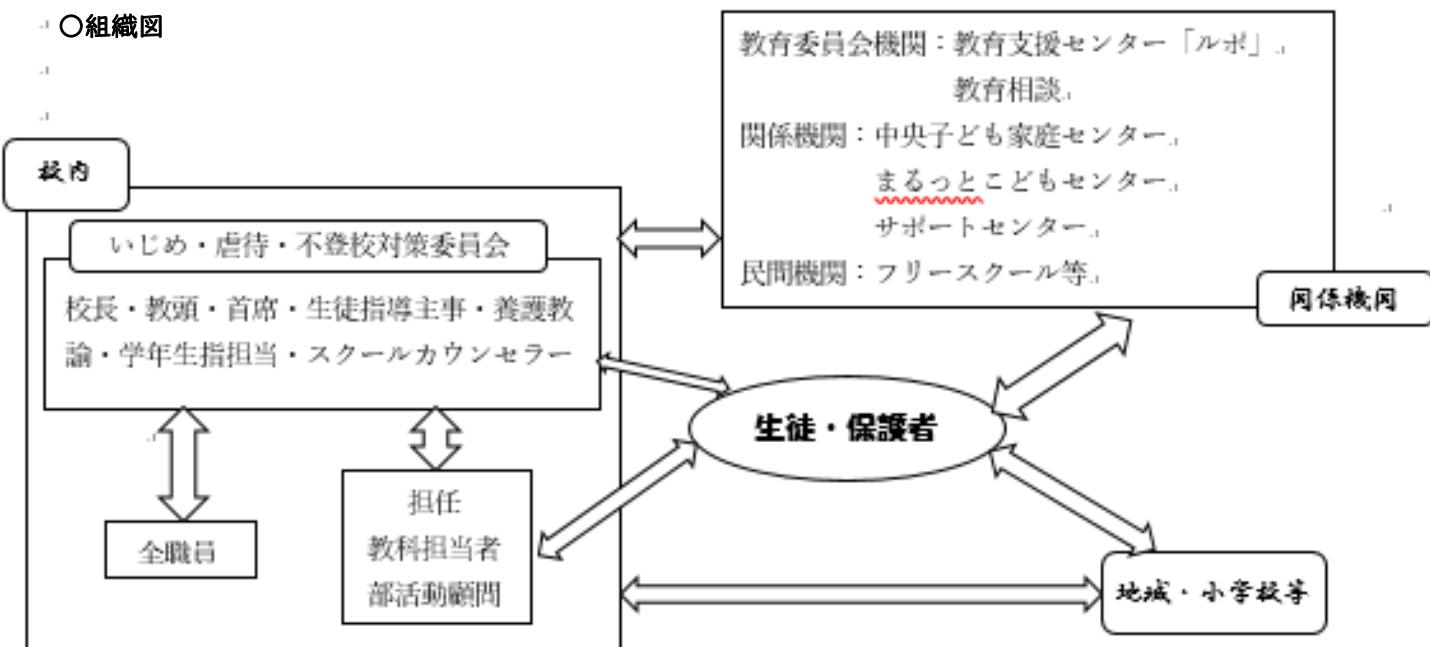
6: 谷・佐藤

7: 鳥井・横澤

★: 交番

7. いじめ対策委員会・年間計画等

○組織図



○主な活動

- ① いじめの早期発見に関すること(いじめアンケート、取組評価アンケート、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ⑤ いじめ対策について計画(P)・実行(D)・評価(C)・改善(A)サイクルを活用し、リスク低減を継続的に行う。

○開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

緊急対応会議

◆ いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えてその対応にあたる。
学年主任、関係教員、支援教育コーディネーター、その他関係機関等

年間計画

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 4月 | 登校指導（春の交通安全指導）・学級、学年の人間関係作り・年間計画の作成 |
| 5月 | 学校生活アンケート・携帯SNSアンケート（⇒教育相談） |
| 6月 | 教育相談・情報リテラシー学習 |
| 7月 | 期末懇談・1学期振り返り |
| 8月 | 職員研修 |
| 9月 | 登校指導（秋の交通安全指導）・行事を通しての人間関係作り |
| 10月 | 人権学習 |
| 11月 | 学校生活アンケート⇒教育相談 |
| 12月 | 期末懇談 |
| 1月 | 登校指導 |
| 2月 | 学校生活アンケート⇒教育相談 |
| 3月 | 総括・次年度課題検討→PDCAサイクルを構築する |

適宜、生徒・保護者への啓発活動を行う。

8. プール使用マニュアル

施設管理

1. プール使用期間中は、プールに関連する施設（更衣室・トイレ・プールサイドなど）・設備（濾過器など）について常時安全確認を実施する。
2. プール使用時においては、必要な指導者等を配置するなど事故防止のための監視体制の充実を図る。
3. プール使用中に、排水溝の鉄蓋・吸込み金具がはずれた状態を発見したときには、直ちにプールの使用を中止し、生徒の安全確保に努めるとともに管理職に報告する。
4. 排水の際、排水口付近に生徒を近づけない。
5. 清掃後、一日天日干しをしてから給水を行う。（天候によりできない場合もある）

※毎日の点検

- ①濾過器は毎朝洗浄し、薬品を投入するとともに、水面が濾水吹出口より上に来てから作動させる。
- ②気温・水温を計測する。
- ③プールサイド・水面の観察を行う。
- ④コースロープ・すのこ・ベンチ・ビート板の点検を行う。

安全指導

1. 水泳指導がはじまる前には、健康調査・事前指導を行う。
2. 眼科等の疾患がある場合は、事前に受診しておくよう指導する。
3. 入水前後は、体調の把握と準備運動・シャワーを充分に行わせる。
4. 指導中は、常に人数確認を行う。
5. 緊急事故発生の場合は、すみやかにプールサイドに上げ、必要ならば心肺蘇生法等の処置を行う。同時に養護教諭・職員室に連絡し、救急車を要請する。

※5については、IV-17「危機に対応する連絡体制」に基づき、迅速に対応する。